

特定非営利活動促進法（NPO法）改正に伴う定款変更のお願い

定款変更のお願い

NPO法の改正に伴い、特定非営利活動法人（NPO法人）は、毎年度、定款で定める方法により貸借対照表を公告しなければなりません。

貸借対照表の公告の方法として、次のいずれかを定款で定める必要があります。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（法人のホームページ、内閣府ポータルサイト等を利用する方法を含む。）
- ④ NPO法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

現在、定款で公告の方法を「この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う」と規定している場合、貸借対照表を公告するたびに、官報掲載費用がかかってしまいます。

そこで、**貸借対照表の公告方法を②～④とする場合は、定款を変更する必要があります。**定款で「公告の方法」のみを変更する場合は、次の書類を作成し、**県に届け出てください。**

（県の認証は必要ありません。この規定以外の変更も併せて行う場合は、県にご相談ください。）

<提出書類>

- ・ 定款変更届出書（記載例は別紙） 1部
- ・ 変更後の定款 2部
- ・ 定款変更を決議した社員総会議事録の謄本（写し） 1部

いつまでに定款を変更すればよいか

貸借対照表の公告の規定の施行日（2号施行日）は、**平成30年10月1日**です（平成29年12月4日閣議決定、同年12月6日公布）。

公告の方法の変更を希望する法人は、直ちに臨時総会を開催するなど、定款変更手続きを行い、県に届け出てください。

どの貸借対照表を公告すればよいか

平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表はすべて公告します。

平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表のうち、直近の事業年度のもの（特定貸借対照表）は、平成30年10月1日以後遅滞なく、又は同年9月30日までに公告します。

どの程度の期間、公告が必要か

- ・ 官報掲載、日刊新聞紙の場合：1度
- ・ 電子公告：作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日
- ・ 主たる事務所の掲示場：公告した日から1年

※ 疑義等がある場合は、総会開催前に事前に県へご相談ください。

お問い合わせ先

岐阜県環境生活部県民生活課NPO・宗教法人係

(TEL) 058-272-8203 (MAIL) c11261@pref.gifu.lg.jp

(HP) <http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/npo-tiiki/npo-volunteer/>

<届出書記載例 1 >

貸借対照表の公告方法として、「② 日刊新聞紙に掲載する方法」を選択した場合

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

岐阜県知事 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人

印

代表者氏名

電話番号

— —

定款を変更したので、特定非営利活動促進法第 25 条第 6 項（同法第 52 条第 1 項（同第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

新	旧
(公告の方法) 第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲 示場に掲示するとともに、官報に掲載して 行う。 <u>ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規 定する貸借対照表の公告については、岐阜 県において発行する〇〇新聞に掲載して 行う。</u>	(公告の方法) 第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲 示場に掲示するとともに、官報に掲載して 行う。
附 則 この定款の変更は、 年 月 日か ら施行する。※総会で議決した日を記載してください。	

2 変更した日

年 月 日 ※総会で議決した日を記載してください。

3 変更の理由

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、貸借対照表の公告の方法を定めるため。

- ※ 以下、③、④に変更する場合の例。
 この場合は、届出書記載例1の新旧対照表を以下のものに変えて提出してください。

<届出書記載例2-1> 「③ 電子公告」において、法人のホームページに掲載する場合

新	旧
<p>(公告の方法)</p> <p>第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</u></p> <p>附 則</p> <p>この定款の変更は、 年 月 日から施行する。※総会で議決した日を記載してください</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>

<届出書記載例2-2> 「③ 電子公告」において、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載する場合

新	旧
<p>(公告の方法)</p> <p>第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。</u></p> <p>附 則</p> <p>この定款の変更は、 年 月 日から施行する。※総会で議決した日を記載してください</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>

＜届出書記載例 2－3＞ 「③ 電子公告」において、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める場合

新	旧
<p>(公告の方法)</p> <p>第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<u>ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、岐阜県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。</u></p> <p>附 則</p> <p>この定款の変更は、 年 月 日から施行する。※総会で議決した日を記載してください</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>

＜届出書記載例 3＞ 「④ NPO法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法」を選択した場合

新	旧
<p>(公告の方法)</p> <p>第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<u>ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。</u></p> <p>附 則</p> <p>この定款の変更は、 年 月 日から施行する。※総会で議決した日を記載してください</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>

【注意点】

○公告方法のうち「④ 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法」を選択する場合は、「不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態」（法第28条の2第1項第4号）にする必要があるため、利害関係者のみならず、広く市民が当該NPO法人の主たる事務所において、容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要と考えられます。

したがって、法人の主たる事務所の構造、アクセス容易性などを踏まえて、その掲示板や入口付近に掲示することが相応しいと考えられます。

○貸借対照表の公告において、「内閣府NPOポータルサイトに掲載するとともに、法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」といったように、定款に複数の手段を重ねて定めることは可能ですが、「内閣府NPOポータルサイトに掲載又は、法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」といったように、複数の手段を選択的に定めることは相応しくありません。

○解散に係る公告や、清算中の破産手続きに係る公告は、この規定によらず官報で行う必要があります。（NPO法第31条の10第4項、第31条の12第4項）